

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 は贈与期限 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	500,000千円 -----	H27.6.19 東京で (同日)	日本側 岸田文雄外務大臣 スリランカ側 ワンガラ・サマワライー外務大臣	H27.7.2 224号
スリランカ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	226,000千円 H32.12.31まで	H27.7.23 コロンボ で (同日)	日本側 菅沼健一在スリラ ンカ大使 スリランカ側 ラネアラ・サ ヘーワダ・サマタ・サ マラトケンガ財務省次官	H27.8.5 280号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	キリノツチ上水道復旧計画のための贈与に関する平成二十四年三月六日付けの取極の修正に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「925,000千円」に改める。	H27.8.14 コロンボ で (同日)	日本側 菅沼健一在スリラ ンカ大使 スリランカ側 プリヤンタ ・ラトナヤケ政策立案・ 経済・児童・青年・文化 省外国援助助局長	H27.8.20 299号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。